

# 史跡探訪関連資料

## 市内—亀川風土記稿より

市内史跡探訪及び市外史跡探訪の際、関連資料を現地で提供していただきましたので掲載したいと思います。

亀力メ俱樂部からは、「亀川風土記稿」（コピー）をいただきましたが、著者・出版日等は不明です。文面から執筆されたのは昭和三十五年頃と推察されます。二十一項の内二項をいただきました。「浮龜城址に就て」と「日田県大属高橋敬一のことども」です。高橋敬一については、論説に取り上げられています。

佐伯史談会からは、丹賀砲台の爆発についての記録をいたしました。『佐伯史談』第七三号（昭和四六年一月発行）に記載された内容です。

なお、文面は共に原文のまま載せました。史跡探訪の参考資料として誌上探訪をしていただければ幸甚です。

それより五年前の寛永十一年に現在の亀川本町蕩耶<sup>よわや</sup>泉の上五十メートル程の処に、丹波の亀山から移封されて来て、築城を創めた松平忠昭（タダテルと読む）二万一千二百石（或る書には二万石とある）若冠十八歳の花の様な大名であった。然るにその業途中ばに臻らずして、大分の南方中津留に、翌寛永十二年四月又次に高松へと移された。

次には明暦四年二月、現在の大分県庁のある府内城の主として納まつて、明治維新まで続き、国情の一大変革に殉じて、祖宗の開拓の地駿河国大給の里（オギウ）の地名を採つて、

### 浮龜城址に就て

亀川は天領であつたから城がなかつたとは亀川人の通念である。是れを正しい観点から云えば、天領と云うは時の天下に眉ひての云い方であつて直轄領と云うが正しい。亦城と云うも妥当でなく、五万石以下は城持大名とは云わなかつた。

その正潤<sup>じゅん</sup>は別として、徳川幕府が日田の夜明と大分の高松に布教所を置いて、代官小川九郎佐工門をして豊後の直轄領を統轄せしめたのが今年を去る、三二一年前の寛永十六年の事であつた。

（略）

大給を称へ華族に列せられ子爵を受けられた。小大名であつた事と在任僅か十ヶ月であつたので絢爛たる城下町としての面影も何物も怡されて居なかつたとされて居たが、四五年前から亀川郷土会が城址らしいと着眼して研究する事になつたのは上述の處の石垣である。

所は亀川の亀陽泉前の広場から家と家との間の道を一〇〇メートル程西の山の方に行き人家に突き衝り更に五十メートル程右に折れて進んだ處の左の山附きの巨石々々して古木森をなして茅屋根の風雅な家がある。それを左の眼下に見降して山道を登る事五十メートル位の処に、高さ十メートル右翼八メートル左翼十二・三メートル程の石垣の角に達す。

此の石壁の角の最上部の石は、忍び返し亦武者返しと云われる城廊特有の構造であつて、そしてその構築に用いた石は徳川時代等では農民等の使用する事を禁ぜられた、切り石である事は特に留意すべきである。

尚、此の石壁に致る道も現在のものに副つて別にあつて特殊な構築である。此の角から内部南にある石階等から察するに茲には「搦め手」ではなかつたかと思われる。然して此の構築の南方五十メートル位の点に此の構築と同じ様式の大手とも考えられるものがある。

古書「里のしるべい」によれば此の両所の間は決済して居るがそれは元禄十四年の山潮で中断したものであるとの事である。

尚此の石壁は決して近來のものではなく、九十歳近くの恒松御老人でも何時頃の石垣か言い伝えがないと云つて居られる。茲に現存して居る文献を摘録して見れば、——徳川実記に寛永十一年閏七月松平主税助忠昭丹波の亀川より豊後国亀川に移された錄高は元の如くあつた。忠昭が亀川に移された理由としては斯う云う文献もある。宝林に(忠昭)頗る和歌を嗜みその亀山に居るや私かに京に出入し、都の公卿と交遊和歌を学ぶ。幕府之を惡み城塞のない地に移したと。尚「豊府指南」には、中津留庄屋の書留によれば里屋に館したとあり、今の字風呂の坂にある信行寺(淨土宗)の附近で領土は原のままである。——「三浦家年代記」に寛永十一年高松附近は松平将監様御成とある。是れに依つて察するに、東は現在の大分市高松の地に及んでいた。尚忠昭里屋在館僅かにしてとある。茲に上如の既述は正史とも云える記録であるが、野史とも云うべき「里のしるべい。」という書物にある記述を述べて見れば斯うである。

幕府の忌避に触れた忠昭は四十人ばかりの家来を連れて

二十余日を費し亀川の弁天のところに上陸し仮の館に着いてそれから徐ろに本懇の場所を物色した。無城の地に追われて

本館のない仮の宿の日の続いた忠昭の心中察するに余りあるものがある。——次の腰折れは別府市内の表具屋さんが持つて居られるものを拝見して記録して置いたもので、忠昭が肺腑を衝いた心境の吐露の表れあると見られる。即ち——つく

杖のいつこどまる里やあらん、のぼるかまどのつきぬあたりに。又、漁火の中洲にみちて群鳥の、こよいはいづにねぐらもとめん。——而して万治元年四月八日、松平左近将監忠昭四十二才の危年に府内城に入つた。即ち三百一年前である。号は如円と称して、紋所は九曜であつた。尚此頃の風物を謳つたものに斯うした物もある。(亀泉鳴暮夜蛍光来菰蒲)原本は安心院町小田にある。

その頃の産物の一端の察知される資料として当時の献上物を見れば——正月寒干鯛、七月粕梅漬、九月粉糖漬鮎、十一月、十二月の何れか銀杏。それから交通の問題は、江戸より海陸二百六十三里半。大阪より海路百三十二里。

因みに此の頃の文献には、里屋の地名が一つ見えただけで、「豊府指南」にある風呂坂と云う地名は後日のものであるらしく、蕩耶泉の城址の横の山道を阿彌陀坂と云われたのも、

出来たのは近頃のものであるらしい。尚上述の様な事であつた。

尚上記の様な事情であつたので城の名称等も確かに判らないが、浮亀城と云つたらしい。それは里のしるべいに書いてあつたものが、鼠と虫に喰られて居たので斯う判読したのである。

#### 日田県大属（ダイサカソ）高橋敬一氏のことども

高橋敬一諱は重熙通称広太郎又は萬之進とも称す。後日田県知事松方正義の慾憑により敬一と改む。亀陽の号あり家系は遠く、右大臣清原夏野公に出す。その祖某弘仁二年豈後の国速見郡厨木に住し、領土を速見郡に賜り、宇佐大宮司の女を娶り重平を生む。子孫連綿敬一氏は重平三十八代の孫なり。天保七年七月十三日を以て亀川の家に生る。世々里正たり。文久元年九月父重敏の家督を受け亀川平田鉄輪三村の里正に任ず。資性剛毅敏穎幼より学を好み又武を嗜む。年十五にして帆足萬里の門に入り業大に進む。特に詩文は其の最も長ずる処なり。傍に撃劍を片桐謙輔に学び技倅齊輩に超越す。人為恭格慎徇、常に史を繙いて古今の盛衰の因、英雄興亡の迹を擦じ大義忠節を尊ぶの念頗る質し。安政蔓延の交海内外騒

然として憂國の志士四方に興り 勤王を唱へ攘夷と叫び 東  
馳西奔同志を諸州に求むる者日に加ふ 当時薩長土肥の志士  
來りて訪ぶ者踵を接す されど多くは皆変名を以てしたるが  
為め其の何人たるや詳かにせず

岡藩の士小川一敏同天野勘三郎等の勤皇の志士屢々來り名  
を茶事詩会に託して相会し 国事を密議す 文久慶応の交日  
田代官濱田治郎左衛門勤王の志士を疾視し 吏をしてその挙  
止に注目せしむるもの峻烈を極む特に長三州の踪跡を搜索す  
る事甚た酷急なり 三州遁れて大分郡光吉村の里正首藤周三  
の家に匿る 次で其父南梁亦日田を脱し周三の家に来る 時  
に日田布政所の支署高松役所の吏之を知り密かに治郎左衛門  
に報ず治郎左衛門命を熊本藩の捕吏に下して之を捕へせしめ  
んとす 周三勤王の志士慷慨の義にとむ 三州並びに南梁を  
擁護して夜窺かに龜川に渡航し敬一の家に潜ましむ已にして  
幕府の密偵之を探知し捕吏正に至らんとす 敬一倉皇船を  
して父子を三田尻に難を避けしむ 慶應二年十月幕吏前後の  
事蹟を探知模索全月四日先づ首藤周三を捕へて之を日田に護  
送し 次で六日敬一を捕へ又日田に送る 十二日薄暮日田陣  
屋に達す 即夜訴廷に於て 属吏敬一に対して問て曰く汝明  
りに尊王攘夷を唱へ暴挙の巨魁長光太郎を援けて其の家族を

潜匿せしめ尚諸州の浮浪の徒首藤周三等と結托し陣屋襲撃の  
陰謀を企てたる段有体に陳述せよと 答て云ふ光太郎の自分  
役所に於て首藤周三 菊池清彦に面会せし事は屢々あり さ  
れど周三等と結托し陣屋を襲ふ等とは断じて知る所に非ずと  
属吏言ふ一回の訊問に對しては輒く実を告げざるべく 尚鞠  
問すべき事あり 仍て牢舎を命ずると のち捕卒をして敬一  
を獄に投せしむ 時秋晚初冬の天に屬し風露肌膚を冒し雁詰  
萬感を惹き長宵夢成らず詩を賦して以て幽鬱を慰す

其の詩に曰く

流言難辯異兼同 傷慮何知姦興忠  
獄吏伝餐喜短景 雁群呼夢弦寒風  
聖王萋里甘蒙辱 蘇氏吏壇苦守窮  
禍福古来時月至 好將直道護吾窮

(敬一のことじともに続く)

同三年正月属吏敬一周三の二人を同時に訴延に呼出し、告て  
曰く「汝等諸国浮浪の徒と結び叛逆を企てなる事實の顛末を  
明瞭に陳述すべし」と敬一辞氣整然として与りしらざる旨を  
辯疎す。属吏曰く「言皆虚偽にして信するに足らず、身苟く

も公領の村正たる身を以て諸国浮浪の徒を集め自から謀首となり將軍家に対し不軌を図るが如きは罪科最も重く不埒なり」と叱責獄卒をして桎梏を加へせしめたる志士の心腸鉄石の如し只前言を繰り返して属吏の糾問に服せずこの間午前十時より午后二時に至る遂に刑具を解き獄に下す。

翌日も亦前日の如く桎梏を極めたり、蓋し日田代官が敬一を責めたるは、三州父子を潜匿せしめたる他、敬一より宇佐の志士奥並継に宛たる一通の書状の文中首藤周三云々の一匁ありたるもののが宇佐神宮の社殿の床下より大砲武器と共に発見せられたるによるなり。同年八月日田公領は熊本藩の仮管轄に属せられしを以て、日田郡代の属吏及び、熊本藩の奉行等立会の上に糾問を遂げその処分を合議して、敬一、首藤周三を大分郡高松役所に幽閉することに決したり。已にして伏見鳥羽の戦争起るに会し、幕府布政所の属吏等皆逃走す。是れに於て熊本藩の奉行敬一、周三を放ち、家に帰らしむ。その初め敬一の縛につくや、亀川、平田北鉄輪三村の里正は古市村高橋新二に兼任を命じたるに、是に至り、敬一をして旧職に復せしめ、明治元年十一月日田県大属に登用調役を命じ、別府支所詰となる。二年二月松方知事に随行して東京に出張し八月帰國日田県大属に任せらる。長官の建白等多く其の手

になる。県治上画策する処、鮮しとせず、二年の歳凶作にて穀穂らず人心洶々たり。十一月十八日暴民中津江村に屯集し一揆を企てたりとの報頻りなり。直ちに兵一小隊を率いて鎮撫のため県庁を距る五里の中津江村に至る。到れば乃ち暴民上の宮に屯すと云ふ。依つて兵を休め黎明上の宮に至る。果して数百の暴民手に竹槍を把り器々として集る者あり。因つて首謀者数名を召し反覆説論を加ふ。首謀者等理に服して帰順の意を表す。是に於て巨魁四人を捕へて帰途に就き帰ること「里許り一騎あり。鞭を揚げて來り近づく見れば県史長九郎なり。騎上急を告げて曰く「暴民数千将に県庁に逼らんとす。速かに兵を還せ」と乃ち九郎をして暴動の偵察に当らしめ、敬一兵を提げ疾走を続け黄昏豆田に到れども九郎の報なく、暴民の動静詳かならず。依つて中条橋に到るや暴民道を閉いて橋梁を塞ぐ。敬一衝いて行かんとするに、暴民囃集して囮み徒兵との連絡を失ふに至る。孤り奮闘して潰走せしめしも、身又数創を負い重し、従者佐平身を翻して橋下に逃れ帰り急を主家に告ぐ。僕藤吾是れを聞き走り迎え長福寺門前に遇ふ。扶持して県庁に入り、一瀬參事中村大属等看護して二十日上手村に移るも遂に殮る。時に三十五。屍を家郷に送り、神葬の式を以て先塋の次に瘞む。